

■建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料

R3.4.1

① 評価手法が簡易な計算方法の場合

延べ面積 (㎡)	計画変更又は軽微変更該当証明書※2			
	建築基準法上の用途が 「工場等※1」	建築基準法上の用途が 「工場等」以外	建築基準法上の用途が 「工場等」	建築基準法上の用途が 「工場等」以外
300未満	16,000	77,000	8,000	38,500
300以上 1000未満	23,000	98,000	11,500	49,000
1000以上 2000未満	33,000	129,000	16,500	64,500
2000以上 5000未満	84,000	209,000	42,000	104,500
5000以上 10000未満	127,000	273,000	63,500	136,500
10000以上 25000未満	158,000	329,000	79,000	164,500
25000以上	196,000	386,000	98,000	193,000

② 評価手法が標準入力法の場合

延べ面積 (㎡)	計画変更又は軽微変更該当証明書※2			
	建築基準法上の用途が 「工場等」	建築基準法上の用途が 「工場等」以外	建築基準法上の用途が 「工場等」	建築基準法上の用途が 「工場等」以外
300未満	20,000	202,000	10,000	101,000
300以上 1000未満	27,000	253,000	13,500	126,500
1000以上 2000未満	38,000	326,000	19,000	163,000
2000以上 5000未満	90,000	466,000	45,000	233,000
5000以上 10000未満	133,000	574,000	66,500	287,000
10000以上 25000未満	165,000	679,000	82,500	339,500
25000以上	204,000	774,000	102,000	387,000

※1 工場等…工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

※2 軽微変更該当証明書…計画の根本的な変更を除き、再計算により基準適合が明らかな変更(軽微な変更ルートC)の場合に交付する証明書

※3 適用区分面積…手数料算定に係る面積は、新築、増築又は改築に係る非住宅の床面積の合計(外気に対して高い開放性を有する部分の床面積は除かない)

※4 評価手法が簡易な計算方法…基準省令第1条第1項第1号口に定める評価方法(おもにモデル建物法)